

令和 6 年度浪岡地区AIデマンド交通運行実証実験事業実施要領



(目的)

第 1 条 この要領は、利用者が事前に予約し、乗り合い運行する浪岡AIデマンド交通(以下「デマンド交通」という。)の運行実証実験を行い、青森市浪岡地区内における公共交通空白地区の解消及び高齢者等が利用しやすい地域公共交通サービスの提供を図ることを目的とする。

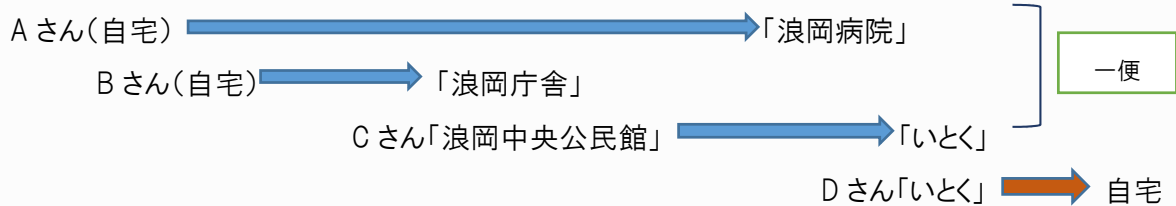
(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一便

一便とは、一台の車両が、利用者のうち最初に乗車する者が乗車し、目的地で降車するまでの間に乗車(乗り合い)した全ての予約者・同乗者が全員降車するまでの運行をいう。

<例: A さん、B さん、C さんの乗り合いのケース>



**この場合、Cさんが「いとく」で降車するまでが「一便」。

**Dさんが「いとく」から乗車するのは次の便となる。

(2) 乗り合い人数

乗り合い人数とは、一便あたりの延べ乗車人数(一便当たりの予約者及びその同乗者(年齢、障がいの有無または青森市高齢者福祉乗車証(以下「いき・粋乗車証」という。))の有無にかかわらず)の総数をいう。

(3) 利用料金

利用料金とは、デマンド交通の乗車 1 人につき 1 回(一便)当たりの運賃で、走行時間、走行距離にかかわらず一便当たりの乗り合い人数等によって本要領で定められた金額をいう。

(事業実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は青森市とし、その運行を道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)により国土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けている者に委託して行うものとする。

(運行受託者)

第 4 条 前条で事業実施主体から本事業の運行を委託された事業者をいう。

(利用者)

第 5 条 デマンド交通を利用することができる者は、青森市内に居住又は滞在する者とする。ただし、1 人で乗降できない者については介助者、未就学児については保護者が同乗しなければならない。

2 前項ただし書きによる介助者及び保護者が同乗する場合も利用料金を支払うものとする。

(運行区域)

第 6 条 デマンド交通の運行区域は、青森市浪岡の区域とする。

(運行方式)

第 7 条 デマンド交通の運行方式は、自由経路ドアツードア型とする。

(運行日・運行時間)

第 8 条 デマンド交通の運行日は、月曜日から土曜日まで及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日とする。ただし、事業実施主体が必要と認めた場合は、運行日を変更することができる。

2 デマンド交通の運行時間は、午前8時から午後5時までとする。

(運行車両)

第 9 条 デマンド交通で運行する車両は 10 人乗りワゴン車 3 台とし、1 台一便当たり最大 9 人まで乗り合い可能とする。

(乗車予約)

第 10 条 乗車予約は、乗車希望日の 7 日前から前日までに電話または専用ウェブサイトからの申し込みにより行うものとする。ただし、乗車希望時間が午後の場合の申し込みは、乗車希望日の 7 日前から当日午前 9 時までとする。

2 前項の乗車予約の申し込み受付時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。

3 第 1 項により乗車予約を行うときは、電話の場合には予約者氏名、乗車希望日時、乗車人数、乗車場所、降車場所(目的地)を運行受託者に伝え、専用ウェブサイトから乗車予約を行うときはサイトの指定する項目を入力し申し込むものとする。この際、いき・粋乗車証の交付を受けている者、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)または療育手帳制度について(昭和 48 年厚生事務次官通知)もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく障害者手帳(以下「障がい者手帳」という。)の交付を受けている者、小学生以下のいずれかが乗車もしくは同乗する場合は、その旨運行受託者に伝えるものとする。

(乗車予約の取り消し)

第 11 条 前条で乗車予約をした者が、当該予約を取り消すときは、予約した便の乗車予定時間の 1 時間前までに運行受託者に電話で申し出なければならない。

2 利用者が乗車予約した時間に乗車指定場所に不在のときは、運行受託者は当該利用者の予約を取り消すものとする。

(利用料金)

第 12 条 利用料金は、一便当たりの乗り合い人数ごとに次のとおりとする。

1 人 400 円

2 人 300 円

3 人以上 200 円

2 前項の規定にかかわらず、いき・粋乗車証を保有し、乗車時に提示する者の利用料金は 100 円とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、障がい者手帳を保有し、乗車時に提示する者、小学生以下の者及び事業実施主体が認めた無料券を乗車時に提出する者の利用料金は無料とする。

(利用料金の支払い方法)

第 13 条 利用者は、目的地で降車する際に、前条の利用料金を運行受託者の運転手に支払う。

2 前項の支払い方法は、現金または次の各号に掲げるキャッシュレス決済により支払うものとする。

(1) クレジットカード VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress

(2) QRコード PayPay、auPAY、d 払い、メルペイ、楽天ペイ

(3) 電子マネー WAON、iD、nanaco、REdy、ApplePay、GPay、Suica、PASMO

(荷物等の取扱い)

第 14 条 利用者は、乗車の際に持ち込む荷物がスーツケース等の大きなものである場合は、予め乗車予約の際に申し出るものとし、荷室に積み込むものとする。

2 利用者がペットを同乗させる場合は、予め乗車予約の際に申し出るとともに、乗車の際にはペットゲージに入れ、他の利用者がいるときは荷室に置くものとする。

(利用者の遵守事項)

第 15 条 前条に定めるもののほか、利用者がデマンド交通運行車両に持ち込むものの制限、利用者の禁止事項については、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 52 条及び第 53 条を遵守しなければならない。

(利用の取り消し等)

第 16 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デマンド交通の利用を取り消すとともに、乗車予約を拒否することができる。

(1)この要領の規定又は公の秩序もしくは善良な風俗に反すると認められる行為等をしたとき。

(2)デマンド交通を利用することが適当でないと市長が認めたとき。

(モニタリング)

第 17 条 事業実施主体及び運行受託者は、本事業の実績を評価・検証するため、利用者等に対するモニタリング調査を行うものとする。

2 利用者は前項の調査に協力するものとする。

(委任)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。